

聴覚障害者福祉の砦 めざし がんばります！

滋賀県には、平成8年3月31日現在で身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者が3,457人おり、軽度の難聴者を含めると約3万5千人がいると推定されます。

滋賀県立聴覚障害者センターにおいて、聴覚障害者とその家族ら一人ひとりがそのライフステージに応じて、必要な情報提供および相談、コミュニケーションの確保、福祉施策、交流拠点等のサービスを総合的に受けられるよう本年度から新しく聴覚障害者のコミュニケーション確保対策事業を開始しました。

また、昨秋に開設された聴覚障害者の働く場「33企画」が社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会の公益事業として位置づけられ、チーフやスタッフも増えるとともに、滋賀県立障害者センターでは、手話通訳者の増員による職員体制を整え、新しく出発しました。

事業の特徴点

大学生や高校生を対象とする「ヤング手話セミナー」があり、四会場（大津、草津、彦根、長浜）で実施します。草津会場では、定員四十人を軽く越え若さと熱気に包まれるなか、質問もボンボン出てくるほど元気をさせてくれます。今後、青年ボランティアの育成を図り、手話や福祉に対する関心の高まりに期待したいものです。

手話通訳者の専門性と一貫性を図るため、①手話通訳者養成基礎コース②手話通訳者養成専門コース③手話通訳士養成コースといった、従事者の質的向上をめざすとともに手話通訳士の資格取得者を徐々に増やしていきます。

滋賀県立聴覚障害者センターとしては、入門講座・初級手話講座は実施しませんが、市町村などの公的機関主催の講座に対しても企画から講師・通訳者の派遣まで援助を行っています。

中途失聴者・難聴者対策の一つとして要約筆記派遣があり、本年度より登録手話通訳者の派遣事業と同じように、個人でも申請すれば派遣できるようになります。この派遣システムを十分に発揮するため、①パソコン要約筆記講座②要約筆記入門講座③ノートテイク講座④要約筆記実践講座を実施します。

要約筆記への関心は少しずつ高まってきていますが、今後急速に普及することでしょう。

このほかに、前年度と同様にろうあ

者日曜教室事業（二十回開催）、ろうあ者向けの手話指導者養成講座（講義編、実技編を含めて十一回開催）があります。遠隔地域での日曜教室の開催については、ろうあ協会、難聴者協会に協力をお願いしています。

字幕入りビデオ制作・貸出事業については、ビデオライブラリーには自主制作ビデオを含めて手話や字幕のついたビデオが約二千本あり、郵送による貸出しも含め無料で七日間で三本まで貸出しができます。

現在、前年度字幕制作ボランティア養成講座の第一回修了者を中心に、字幕制作の作業に協力していただいています。さらにしっかりとした字幕制作体制の確立をめざすため、今秋から七回にわたって講座を開催します。

注目の

「きこえの相談」開設

きこえに不安をもつ人に対して、相談の窓口となり、聴能士による聴力検査等を行いながら不安や悩みの解消を図り、専門機関へとつなげるようになります。毎月第四月曜日午前十時から午後四時まで実施します。事前予約制。

この事業は聴覚障害者情報提供施設において実施されるのは全国で三、四ヶ所しかありません。新しい試みですが、今後の発展に期待がもてます。

くわしくは滋賀県立聴覚障害者センターまで遠慮なくお問い合わせください。

滋賀県立

だより

聴覚障害者センター

第5号



発行日/平成9年6月18日

発行所/草津市大路2丁目11-33

TEL 0775-61-6111

FAX 0775-65-6101

県内初黒一点 手話通訳者誕生

ことし四月に滋賀県で初の男性専任手話通訳者が誕生しました。現在、聴覚障害者センターの職員として仕事をされている芳井博さんです。そこで、仕事の合間をぬって、インタビューに答えてもらいました。

センターで仕事をされて、二ヶ月が過ぎましたが、慣れましたか。また、実際に仕事をはじめてみて、想像していたことと違ってたなんてことがありますか。

はい。職員の皆さんに温かく迎え入れて頂き、どうか仕事を始めています。想像以上に事業内容が多様で、特に3・3企画など独自の取り組みに大



芳井 博さん

変驚かされました。また、県内各地域での手話講座の盛況振りにも驚いています。

滋賀県で、初めての男性専任手話通訳者と言われることにプレッシャーを感じることは……。また、女性パワーに圧倒されることが……。
No.1は……。

性別それぞれで存在意義を強調されると正直戸惑ってしまいましたが、手話通訳を利用される聴覚障害者から見れば男性、女性それぞれの通訳者の存在は当たり前のことだと思っています。それだけに大変意義のあることだと思っています。ただ、全国的には女性の手話

くさつ 発信

社会福祉法人
滋賀県聴覚障害者福祉協会
理事長 三塚 武男

このたび、わたしたち法人の理事である杉田さんが無形文化財に認定されました。法人とセンターにとっても、大きな喜びであり誇りでもあります。感謝の気持ちもこめて、おめでとうございます。
杉田さんの細やかな「手わざ」による竹細工は、一つ一つが「詩の世界」

通訳者が八割以上を占めているのとこととですから、滋賀の場合だけでなく、全国的にも男女の比率を正していくことが大変重要だと思います。ただ私の場合は、『初めての』と言う点だけが問題です。早く二人目、三人目と仲間づくりをめざしていきたいと思っています。そうでないといつ倒され続ける日々が：以前、福祉関係の仕事をしてきたとお聞きしていますが、どのような仕事ですか。

京都の聴覚言語障害センターに十三年間勤めました。手話通訳や身体障害者スポーツ大会の事務局の仕事、後半は更生訓練部門の指導員を担当していました。特に、指導員の頃には、聴覚障害や自立について深く考えさせられた思いがあります。生活や労働を共にできた多くの訓練の仲間との交流や体

界」のように思われます。澄んだ目とやさしい表情の杉田さんが静かに語りかけているようで、見ていると心がなごんできます。同時に、形と線に力強いエネルギーを感じます。

先日、工房をお訪ねした時、耳がきこえない人が、社会のなかで、仕事を通してまわりの人たちとの交流や結びつきを広げていくために「静かな力を大切にしていきたい」と力説されました。杉田さんの「芸芸」は、コミュニケーションの手段ではなく、杉田さんという人間存在・人生の表現であると思っています。

験が、現在を支えてくれているように思います。滋賀にいた頃は、大津市内の学童保育所で二年間働いた経験もあります。

ところで、芳井さんが手話を始めたのはいつ頃で、どんなきっかけからですか。手話を始めたのは前の職場（聴覚障害者センター）に就職してからです。それまで聴覚障害者や手話の存在は殆ど意識したことがありませんでした。最後に、この「センターだより」を読んでいる方へのメッセージをお願いします。

まだ実際にお会いできた方々も少数ですので、これから多くの方々との出会いを楽しみにしています。そして一日も早く、皆さんの仲間入りができるように頑張りたいと思っています。どうか宜しくお願いします。

杉田さんは、何ごとにも真面目に自分に厳しい方なので、このたびのことをステップに「もつともつ」とい作品をつくって発表したい。それに専念したいので、理事を辞任したい」と申し出られました。しかし、法人もセンターもまだ基盤づくりの段階なので、「もうしばらく一緒に」と無理を云って、思いとどまっていたきました。
この秋には三年目を迎えますが、このようなことも念頭において、お互いに力を合わせセンターの運営に当たっていきたくと思っています。

平成9年度滋賀県立聴覚障害者センター事業予定

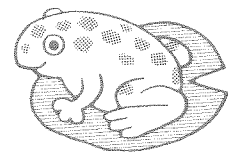
【養成講座】

◎はセンター外で実施

手話	7/12、8/2、9/6、10/4	手話通訳士養成コース基礎理論
	7/8・22、8/5・19、9/9・30、10/7・21、11/4・18	手話通訳士養成コース実技講座
	7/19、11/8、2/28	手話通訳者養成専門コース
	9/3～12/10 毎週水曜日 計15回	手話通訳者養成基礎コース
	5/8～6/19 毎週木曜日 計6回	◎ヤング手話セミナー滋賀大学
要約筆記	5/28～7/2 毎週水曜日 計6回	ヤング手話セミナー草津会場
	8/23・30、9/13・27、10/4 計6回	◎ヤング手話セミナー長浜高校
	10/7～11/11 毎週火曜日 計6回	◎ヤング手話セミナー県立大学
	5/15～6/12 毎週木曜日 計5回	ノートテーク講座
字幕	6/8～7/27 毎週日曜日 計8回	要約筆記入門講座
	8/29～12/12 金曜日 計10回	パソコン要約筆記講座
	10/26～11/30 毎週日曜日 計5回	要約筆記実践講座
	1月下旬から 毎週日曜日 計5回	◎要約筆記実践講座
	10/23	字幕制作ボランティア養成講座説明会
ろう対象	11/6～12/18 毎週木曜日 計7回	字幕制作ボランティア養成講座
	6/24～9/7 第2・4火曜日	◎手話指導者養成講座 講義編
	9/20、10/4・18・19 上記と合わせて計11回	手話指導者養成講座 実技編

【その他の事業】

10/25	センター2周年記念セミナー	
10/8、11月	ろうあ者日曜教室	
毎月第4月曜日	きこえの相談	
1月中旬	予定	手話協力員試験
2月中旬		手話通訳認定者試験



センターだより

4月からは、「33企画」にもピカピカの1年生(?)並の、指導員(チーフ)1名と仲間(スタッフ)5名が新しいメンバーで仲間が増えました。チーフは吉田久美子さんといって要約筆記を以前からされています。いまは幅広くがんばっておられます。スタイル抜群で日本人離れしているので「33企画」にもその影響が…。ここで「33企画」のことを少しお話しします。聴覚障害者の共同作業所です。現在所長(リーダー)1名、指導員(チーフ)2名と仲間(スタッフ)11名で仕事をしています。作業している場所は2ヶ所あります。センター近くの学童保育所「湖(うみ)の子」の離れの家、センター内で仕事をしています。1日のほとん

どはセンターからの委託の仕事をしています。百聞一見にしかずといいますが、是非お立ち寄り下さい。

仲間が増えただけではなく一人一人の個性も出して(時々チーフと意見が合わない時も)明るく、楽しい雰囲気です。特に一週間に一回は皆んな顔合わせでの「スタッフ会議」をしています。その会議の中で、一人一人報告している時、恥ずかしがり屋さんからもしっかり報告してくれる様子を見て、リーダー、チーフともども感激を覚えたりしています。このままでこのよい雰囲気を保てるように頑張っていきたいと思っています。

皆様のご支援、ご協力をお待ちしております。

(八木)

聴覚障害者福祉の砦 めざし がんばります！

滋賀県には、平成8年3月31日現在で身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者が3,457人おり、軽度の難聴者を含めると約3万5千人がいると推定されます。

滋賀県立聴覚障害者センターにおいて、聴覚障害者とその家族ら一人ひとりがそのライフステージに応じて、必要な情報提供および相談、コミュニケーションの確保、福祉施策、交流拠点等のサービスを総合的に受けられるよう本年度から新しく聴覚障害者のコミュニケーション確保対策事業を開始しました。

また、昨秋に開設された聴覚障害者の働く場「33企画」が社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会の公益事業として位置づけられ、チーフやスタッフも増えるとともに、滋賀県立障害者センターでは、手話通訳者の増員による職員体制を整え、新しく出発しました。

事業の特徴点

大学生や高校生を対象とする「ヤング手話セミナー」があり、四会場（大津、草津、彦根、長浜）で実施します。草津会場では、定員四十人を軽く越え若さと熱気に包まれるなか、質問もポンポン出てくるほど元気さを見せてくれます。今後、青年ボランティアの育成を図り、手話や福祉に対する関心の高まりに期待したいものです。

手話通訳者の専門性と一貫性を図るため、①手話通訳者養成基礎コース②手話通訳者養成専門コース③手話通訳士養成コースといった、従事者の質的向上をめざすとともに手話通訳士の資格取得者を徐々に増やしていきます。

滋賀県立聴覚障害者センターとしては、入門講座・初級手話講座は実施しませんが、市町村などの公的機関主催の講座に対しても企画から講師・通訳者の派遣まで援助を行っています。

中途失聴者・難聴者対策の一つとして要約筆記者派遣があり、本年度より登録手話通訳者の派遣事業と同じように、個人でも申請すれば派遣できるようになります。この派遣システムを十分に発揮するため、①パソコン要約筆記講座②要約筆記入門講座③ノートテイク講座④要約筆記実践講座を実施します。

要約筆記への関心は少しずつ高まってきていますが、今後急速に普及することでしょう。

このほかに、前年度と同様にろうあ

者日曜教室事業（二十回開催）、ろうあ者向けの手話指導者養成講座（講義編、実技編を含めて十一回開催）があります。遠隔地域での日曜教室の開催については、ろうあ協会、難聴者協会に協力をお願いしています。

字幕入りビデオ制作・貸出事業については、ビデオライブラリーには自主制作ビデオを含めて手話や字幕のついたビデオが約二千本あり、郵送による貸出しも含め無料で七日間で三本まで貸出しが出来ます。

現在、前年度字幕制作ボランティア養成講座の第一回修了者を中心に、字幕制作の作業に協力していただいています。さらにしっかりとした字幕制作体制の確立をめざすため、今秋から七回にわたって講座を開催します。

注目の

「きこえの相談」開設

きこえに不安をもつ人に対して、相談の窓口となり、聴能士による聴力検査等を行いながら不安や悩みの解消を図り、専門機関へとつなげるようになります。毎月第四月曜日午前十時から午後四時まで実施します。事前予約制。

この事業は聴覚障害者情報提供施設において実施されるのは全国で三、四ヶ所しかありません。新しい試みですが、今後の発展に期待がもてます。

くわしくは滋賀県立聴覚障害者センターまで遠慮なくお問い合わせください。

滋賀県立

だより

聴覚障害者センター

第5号



発行日/平成9年6月18日

発行所/草津市大路2丁目11-33

TEL 0775-61-6111

FAX 0775-65-6101